

盆踊りの禁止と復興に関する歴史的研究

—岐阜県郡上おどりを事例に—

伊東 佳那子*

來田 享子**

抄録

平安時代より始まったとされる盆踊りは、明治時代に、風紀を乱すという理由から弾圧を受けた。本研究が対象とする岐阜県においても、1874（明治7）年に盆踊り禁止令が公布され、翌1875（明治8）年には、手踊りに関する禁止令が公布されている。また、同時期に日常生活を取り締まった違式註違条例も公布された。一時は弾圧を受けたものの、1922（大正11）年には「郡上おどり保存会」が結成され、盆踊りの復興がめざされた。そこで本研究では、岐阜県を取り上げ、明治時代に盆踊りが禁止された背景や当時の盆踊りの認識と、大正時代に盆踊りを復興させた郡上おどり保存会の取り組みや伝承経緯を明らかにすることを目的とする。具体的には、(1) 明治時代の岐阜県がなぜ盆踊りを禁じたのか、(2) 禁止令を受けた庶民の様子、(3) 明治時代に岐阜県に公布された地方違式註違条例の条目の検討から、岐阜県が明治時代の社会秩序に反するとした身体文化が何であったか、(4) 1922（大正11）年に結成された郡上おどり保存会の取り組み、の4点を明らかにした。

検討の結果、明治時代に公布された禁止令は、旧来の慣習的な風俗や習慣を禁じられるべきものとして位置づけたことが明らかとなった。具体的には、盆取りは、「無益」「不行（よくない行い）」と捉えられ、また手踊りは教育の妨害になるとして禁じられた。また、同時期に公布された違式註違条例の身体文化に関する項目は、これまで許容されてきた日常生活に関するものや、庶民の娯楽に相当するものであった。岐阜県は、盆踊り禁止令や、違式註違条例を公布することによって、「非近代的」な伝統的身体表現文化を弾圧し、身体文化の秩序化を図った。しかし、禁止令以降には、庶民が祭典や日々の生活の中で踊りを行っていた様子が新聞記事の検討により確認された。

1922（大正11）年に結成された郡上おどり保存会は、明治時代に禁止された盆踊りを復興させるため、「健全な娯楽として」、「健全な歌詞を精選」し、多種多様な踊りを「整理」した。つまり、時代の変容に対応させながら盆踊りを大衆化させたのである。保存会による取り組みによって、誰にでも踊れる健全な娯楽となった郡上おどりに多くの観光客が参加するようになった、一方で、解放性のような盆踊りが本来もっている要素は、完全に消失することとなった。

岐阜県において、長い歴史の中で踊られ続けてきた盆踊りは、政府の弾圧を受けても廃れることがなかった。「岐阜県という地域に根付いた盆踊り」である郡上おどりには、他の地域にはない特色がある。盆踊りを伝承し続ける上で、各地域の特色をより鮮明に描き出すことは、地域の身体文化を観光資源として活用する際の政策策定には欠かせないといえよう。

キーワード：盆踊り禁止令、復興、秩序化、郡上おどり

* 中京大学大学院体育学研究科 〒470-0393 愛知県豊田市貝津町床立 101

** 中京大学スポーツ科学部 〒470-0393 愛知県豊田市貝津町床立 101

Historical Studies on Prohibition and Restoration of *Bon Odori*

—The Case of *Gujo Odori* in Gifu—

Kanako Ito*
Kyoko Raita**

Abstract

Bon Odori, which is known as a Japanese traditional physical culture originating in the Heian Period, was prohibited by local governments in the Meiji era, on the grounds that it corrupts public morals. In Gifu prefecture, the local government issued a prohibition order on *Bon Odori* in 1874 and then another prohibition order on *Te Odori* in 1875. In addition, the *Ishiki Kaii* ordinance was issued to control the day-to-day lives of the people at the same time. Though temporarily repressed, the *Gujo Odori* Preservation Association (hereinafter “Hozon-Kai”) was established in 1922 and efforts were made to restore *Bon Odori*.

This study examines how *Bon Odori* in the Gifu prefecture was restored by clarifying the details of the prohibition process by the local government in the Meiji era and the background and how *Bon Odori* was recognized at that time. The study also clarifies the Hozon-Kai’s activities to restore *Bon Odori* in the Taisho Era and details of the tradition process. More specifically, the study was conducted to discuss four issues: (1) why local governments in Gifu prohibited *Bon Odori*; (2) how the local people reacted to the prohibition of *Bon Odori*; (3) which aspects of the physical culture were considered contrary to public order by the Gifu government in the Meiji Era based on an analysis of the *Ishiki Kaii* ordinance, and (4) activities conducted by the Hozon-Kai established in 1922 to restore *Bon Odori*.

It was determined from the research that the prohibition order was adopted to prohibit traditional practices and customs. The government regarded *Bon Odori* as “useless” or “bad conduct” and *Te Odori* as something that “obstructs education”. It was also determined that some provisions concerning physical culture in the *Ishiki Kaii* ordinance referred to the daily lives and entertainment of the people that had been permitted. Gifu Prefecture oppressed “non-modernistic” traditional bodily expression and tried to establish an order of physical culture. According to newspaper articles following the issuance of the prohibition order, however, people danced on the occasions of festivals or in their daily lives.

The Hozon-Kai consolidated the various dances to restore *Bon Odori* by “selecting appropriate lyrics” as a “clean entertainment” and popularized *Bon Odori* by adapting to the changes of the time. As a result, *Gujo Odori* became an important tourism resource of the area. On the other hand, a sense of liberty, an inherent element of *Bon Odori* was lost.

In Gifu Prefecture, *Bon Odori*, which has long been performed by local people, did not fall into desuetude in spite of the local government’s repression. *Gujo Odori*, which is a *Bon Odori* rooted in Gifu Prefecture, has unique characteristics not seen in other regions. It is important to present the local characteristics of every region in order to carry on the tradition of the *Bon Odori* and to use the local physical culture as resources for tourism in the local government policy making process.

Key Words : prohibition order on *Bon Odori*, restoration, an order of physical culture, *Gujo Odori*

* Graduate School, Chukyo University 〒470-0393 101 Tokodachi Kaizu Toyota Aichi JAPAN

** Chukyo University 〒470-0393 101 Tokodachi Kaizu Toyota Aichi JAPAN

1. はじめに

盆踊りは、民俗芸能、民俗舞踊の一つに位置づけられ、日本のよき文化であるとされている(小林, 2011)。夏には全国各地で踊られており、足立(2004)は、盆踊りのような「ローカルな伝統文化が、その地域にとっての重要な観光資源として位置づけられ、地域づくりの契機になる」と指摘する。また、2015年に文化庁が策定した「文化芸術の振興に関する基本的な方針—文化芸術資源で未来をつくる(第4次基本方針)—」では、社会を挙げての文化芸術振興が掲げられており、歴史文化基本構想に基づいた文化財の保存、活用が推進されている(文化庁HP)。この構想では、各文化財の本質的価値や性質を踏まえた上での保存、活用が社会的気運を高めると期待されていることから、国の文化財に登録されている盆踊りは、この取り組みの一端を担うと考えられる。

本研究が対象とする郡上おどりは、日本三大盆踊りの一つであり、岐阜県郡上市八幡町において開催される伝統的な盆踊りである。1996(平成8)年には、国の重要無形民俗文化財の指定を受けた。現在は、郡上市八幡町の重要な観光資源として位置づけられている一方で、地元の人の「踊り離れ」による担い手や後継者不足が問題視されている。

地域における民俗芸能の伝承が抱える課題を解決するためには、人々の生活に根付いた盆踊りの存在価値を歴史的に考える視点が不可欠である。すなわち、なぜ人は盆踊りを現在まで伝承してきたのか、そもそもなぜ人は盆踊りをするのか、といった疑問を出発点に考える必要があると考えられる。

盆踊りの歴史をさかのぼると、起源は諸説あるが、平安時代の踊り念仏が宗教的行事と結びつき定着したとされている。盆踊りは幕末まで、日常の様々な秩序の枠を取り払い、踊りに参加する人々を熱狂させる祝祭空間であり、また恋の逢瀬を楽しむ公認の場ともなって発展してきた(太田, 1961)。

しかし明治時代には、盆踊りのもつ身体や性の解放要素が文明開化の妨げであり、風紀を乱すという理由から、各県に盆踊り禁止令が公布された(小林, 2011)。本研究が対象とする岐阜県では、1874(明治7)年に盆踊り禁止令が公布された。また翌年1875(明治8)年には、手踊りに関する禁止令が公布されている。

大正時代に入ると盆踊りの弾圧は弱まり、昭和時代には、戦時中の自主規制がみられる地域は存在するものの、全国的に盆踊り復興の動きがみられた(小寺, 1941)。この復興の動きをうけて、各地の盆踊りは現在

まで伝承されている。

郡上おどりは、寛永年間(1624-1644年)に地域の人々の融和を図るため催したのに始まったとされている(文化庁, 1996)。前述した明治時代の禁止令により、一時期は弾圧を受けたものの、1922(大正11)年には「郡上おどり保存会」(以下、保存会)が結成され、盆踊りの復興がめざされた。

明治時代には、盆踊りのみならず、それまでの日本社会で当たり前とされていた様々な行為が規制をうけた(坂詰, 2016)。そのような規制は、1873(明治6)年太政官布告第256号「地方違式註違条例」によってなされていた。盆踊り禁止令は、この違式註違条例に平行して公布され(稲垣, 2002)、条目には身体ないし身体活動を規制する内容が多く含まれていた(礪川, 2008)。

岐阜県における違式註違条例(以下、岐阜条例)は、盆踊り禁止令と同年の1874(明治7)年に公布され、以後、3回の改正や条目の追加が行われた。神谷(1977)は、岐阜県の改正回数は他県より多いことを明らかにし、従来から岐阜県にあった罪目を増減することによって、地方独自の条目を定め、規範の整備、強化を図ったとしている。

2. 目的

以上の背景を踏まえ、本研究では、岐阜県を取り上げ、明治時代に盆踊りが禁止された背景や当時の盆踊りの認識と、大正時代に盆踊りを復興させた郡上おどり保存会の取り組みや伝承経緯を明らかにすることを目的とする。具体的に以下の4つの課題を設定した。課題1では、明治時代の岐阜県がなぜ盆踊りを禁じたのか、また盆踊りをどのようなものとして認識していたのかを明らかにする。課題2では、禁止令を受けた庶民の様子を当時の地方新聞から明らかにする。課題3では、明治時代に公布された岐阜条例の条目を検討し、岐阜県が明治時代の社会秩序に反するとした身体文化が何であったかを明らかにする。この検討から、日常生活や文化の統制が身体文化に与えた影響を読み解き、岐阜県が目指した近代的な「風俗」や「社会秩序」と身体文化との関係を検討することから、課題1・2を補うものとして位置づける。

課題4では、1922(大正11)年に結成された保存会が行った取り組みから、郡上おどりを現在まで伝承し続けている経緯を、郡上おどりに関する文献から明らかにする。具体的には、明治時代の禁止令をうけ、保存会が何を伝承し続けたのか、それが現在の岐阜県に何をもたらしたのかをみていく。

盆踊りの禁止から復興までの歴史的経緯を検討することは、地域にとっての盆踊りの価値を提示するとともに、現在文化庁が実施する文化芸術の振興政策において、盆踊りを社会的資源として活用する可能性を広げることに意義を有すると考える。

3. 方法

検討する史資料を以下に示す。

課題1：『岐阜県史稿 政治部 民俗』『岐阜県史稿 制度部 禁令』に掲載されている盆踊りや踊りの禁止令の記載内容を検討する。

課題2：岐阜市歴史博物館編『岐阜日日新聞見だし一覧』岐阜県議会史編さん委員会編『岐阜日日新聞記事目録 上下』を参照しながら「岐阜日日新聞」（1880年創刊、岐阜県図書館所蔵）における盆踊りや踊りに関する記事を抽出する。現存する新聞記事は、1880年5月～10月、1882年7月～12月、1885年～現在までであるが、本研究では、分析を終えた1897年までを対象とする。

課題3：『管内布達書抜萃』『岐阜県史稿 警保 1』『岐阜県史稿 警保 2』に掲載された岐阜条例から身体文化に関する条目を抽出し検討を行う。

課題4：郡上市や郡上おどり保存会が発行する文献『郡上おどり』、『歴史探訪 郡上八幡』、『歴史で見る郡上おどり』などから保存会が行った取り組みを検討する。

4. 結果及び考察

4. 1. 禁止令からみる盆踊りに対する認識

1874（明治7）年に、岐阜県令小崎利準によって以下の盆踊り禁止令が公布された。

「盆踊リヲ禁ス」

舊来村町ニ依リ盆踊ト唱ヘ老幼男女群集無益ノ事ニ時日ヲ費シ加之間々不行躰ノ儀モ有之趣以ノ外ノ悪習ニ候間自今一切不相成候今後心得違ノ者有之ハ取締番人ニ於テ見附次第名前取糺シ可申出答ニ候條兼テ可相心得此段及布達候事
右ノ趣無洩可觸示モノ也

この内容から、県令は老幼男女が群集する場として盆踊りを捉えており、また「無益」「不行（よくない行い）」「悪習」などとして、禁止しようとしたことが読み取れる。

また、翌1875（明治8）年に公布された手踊りに関する禁止令においては、次のように記載されている。

「十二月二十七日神社祭典等ノ節学齡ノ子女ヲシテ手踊獅子舞等ノ群ニ混合セシムルヲ禁ス」
神社祭典等ノ節子供手踊或ハ獅子舞等ノ土地ニ於

テ從來学齡ノ子女ヲ驅リ其伎藝ニ携ハラセ候向モ有之趣右者前以傳習等ニ数日ヲ費シ夫カ為メ教育ノ妨害ヲ生シ不都合ニ付向後学齡ノ子女ヲシテ右等ノ群ニ混入セシメ候儀決シテ不相成候條此段各村末々迄無遺洩可相達候也

ここでは、教育上の観点から手踊りを禁じている。これまでの神社の祭典では、学齡の子女が、手踊りや獅子舞を行っていた。しかし岐阜県は、それらを伝習するために数日間を費やすことは、教育の妨害になると考えたため、学齡の子女が手踊りの群に混ざること禁じたのである。1872（明治5）年の学制公布以降、教育制度が整えられることに並行して禁止令が公布されたのではないかと考えられる。

4. 2. 禁止令を受けた庶民の様子

1880年から1897年までの新聞記事の検討から、盆踊りや踊りに関する記事を6件確認することができた（表1）。このうち年月日の古い順にみた2件は、盆踊りが禁止されていることを伝える内容であったが、残りの4件は、庶民が祭典や日々の生活の中で踊りを行った様子を報じていた。

4. 2. 1. 盆踊りの禁止を伝達する記事（2件）

1882（明治15）年8月26日と9月1日の記事では、高山警察署が豊年踊りを禁じる通達を出したことが報じられた。9月1日の記事では、高山警察署による布達が全文掲載されており、禁止の対象とされた豊年踊りは「日没ヨリ男女路上ニ群衆シ異様ノ姿ニテ喧噪ス」と表現され、この状況が風俗を紊乱し、通行の妨害になるとされた。すなわち、踊り本来というよりは、男女が群集すること、異様な姿をして路上で騒ぐこと、といった行為が、風俗を乱すとされ禁じられたのである。このような禁止内容を示すと同時に、記事では「人民が自由に偕楽する」踊りを禁じるのは「余計のお世話」と評価するとともに、西洋でも日曜日の舞踏はあり、豊年踊りを古風因習と混同すべきではない、との主張がなされていた。この年の4月には現在の岐阜市にあたる厚見群富茂登村で自由民権運動を掲げた自由党首板垣退助が暴漢に襲われた事件が発生しており、踊りに関し「人民の自由」という表現が用いられたことについては、今後、解釈を深める必要があると考えられる。

4. 2. 2. 盆踊り実施の様子を報じた記事（4件）

一方、上記の記事から約2週間後の9月16日には、東照宮の例祭を翌日に控え、毎年岐阜市街では町ごとに思い思いの俄踊りがなされる風習があることが記載され、同様の実施を予告と読める記事が掲載された。

表 1. 岐阜日日新聞における盆踊りや踊りに関する記事

年月日	内容
1882(明治15)年 8月26日	飛騨國高山町にては毎年九月の上旬となり孟蘭盆会に豊年踊りをしり古例なりが如何なる故にや頃日高山警察署長三輪某より之を行ふ可らずと達せしよし
1882(明治15)年 9月1日	(略)高山警察官は何に由て人民が自由を借樂する所の豊年踊を禁止せし(略)若し彼の京都府知事が都踊りを禁ぜし如き例に倣ふものとせば當に余計のお世話のみならず古風を破毀するの恐れあり(略) (略)高山町ニテ豊年踊ヲスルマ当署ヨリ行フベカラズ達セシ(略)原来此ノ舞踏ハ日没ヨリ男女路上ニ群衆シ異様ノ姿ニテ喧噪ス(略)大ニ風俗ヲ紊乱シ又往來ノ妨害ナカラズ
1882(明治15)年 9月16日	今日明日は例年の通東照宮の祭典に付ては當岐阜市街は町毎に思ひ思ひの俄踊りをなすよしなる(略)
1882(明治15)年 10月14日	下石津郡高須にて(略)其祭典には大なる家形車を挽き出し車上にて数名の婦人は手踊りを為すなど實に立派なる祭典にてありたるよし
1887(明治20)年 11月3日	來る二六七日頃より島田村の若年輩は今より二十年前に一時流行せし川崎踊を催さんとして昨今大意気込みなりと
1887(明治20)年 11月6日	多藝郡島田村に於て(略)川崎踊といふものを始めたり(略)躍子には老若あり男女あり貴きや賤きの差別さくみな思ひ思ひの仮粧なり女にして男粧するものあり男にして女装に倣ふあり或は水干(略)鞍馬の僧正坊然たるものなど総て異様な打扮なり(略)

さらに同年10月14日の記事では、下石津群高須(現在の岐阜県海津市)の祭典に、大きな家形車が登場し、車上では数名の婦人による手踊りが行われ、盛大な祭典であったことが描かれていた。

この記事から約5年後の1887(明治20)年11月6日の記事からは、現在の岐阜県養老郡養老町にあたる島田村で10月26日頃に「川崎躍」が行われるとして村が盛り上がりを見せていることが報じられた。さらに11月6日の記事では、参加者が10月28日夜に女装や男装、平安装束の一つである水干、鞍馬の天狗などの姿に扮し踊ったことが報じられた。これらの記事からは、禁止令が厳に守られはいなかった様子がうかがえた。また、記事では「今より二十年前に一時流行せし川崎踊」とされた点にも注目することができる。曾我(2016)は、天保年間(1830~1843)、郡上藩により、踊りで被り物を付けることや、異装することを禁じる通達が出されたことを指摘している。この指摘を踏まえると、1887(明治20)年に始められたとされる「川崎躍」は昔の盆踊りの姿を再現したものとも考えることができる。そうであるならば、一端、藩政時代に禁じられていた踊りが、明治政府による禁止以降、2度の禁止を超えて復活されたものであったといえる。なお、この踊りの名称は、岐阜県における現在の郡上踊りの演目の一つである「かわさき」との関連性をうかがわせるものであった。

1874(明治7)年の盆踊り禁止令、1875(明治8)年の手踊りに関する禁止令公布以降、豊年踊りが禁止される一方で、俄踊りや手踊り、盆踊りは庶民の間で絶やされることなく行われていた。これらの踊りの実施に加え、新聞に盆踊りや踊りの様子が記載されたことは、明治初期に公布された禁止令が、形骸化していたことを示している。また、祭典にて手踊りや俄踊りが行われた5年後に、盆の時期とは異なる11月に庶民の自発性によって「川崎躍」が始められた。これは、当時の人々が既に、盆踊り復興という考えを持っていたことを示唆しており、大正初期における復興の土壌がこの時点で兆していた可能性が考えられた。

4. 3. 取り締まりを受けた身体文化

改正も含めて4回公布された岐阜条例のうち身体文化に関する条目は、①身體へ刺繡ヲナス者(身体に入れ墨を入れる者)、②男女入込ノ湯ヲ渡世スル者(男女混浴の場を提供する者)、③男女相撲並ニ蛇遣ヒ其他醜體ヲ見世物ニ出ス者(男女相撲、蛇遣い、その他醜態を見世物にする者)、④願ナク諸興行ヲナス者(許可なく興行する者)、⑤寒中裸躰ニテ神佛ニ參詣スル者(寒中に裸体で神仏に参詣する者)、の5つが確認できた。下線を付けた条目は、改正時に追加されたものであり、その他は1873(明治6)年に政府が公布した地方条例の条目を踏襲したものである。先行研究では、「男ニシテ女粧シ、女ニシテ男粧シ、或ハ奇怪ノ粉飾ヲ為テ醜體ヲ露ス者」という男装、女装、仮装に関する条目を追加した他県の事例がみられた。この異性装に関する条目について三橋(2008)は明治の為政者たちが外国人の目に触れさせたくない恥ずべき風習のひとつであったとされている。また、違式註違条例は異性装を法的に禁止した初めての法令であり、この条例によって祝祭での異性装も禁止され、盆踊りもこの対象に含まれていたことが指摘されている(三橋, 2008)。しかし、岐阜条例にはこの条目はみられなかった。その一方で、1882(明治15)年9月1日の新聞記事に記された高山警察による禁止令には、豊年踊りの禁止理由が「異様ノ姿ニテ喧噪ス(異様の姿で騒ぐ)」との記述もあり、齟齬がみられた。地方条例の影響があったと考えられるが、このような齟齬の理由を明らかにすることはできなかった。

4. 4. 郡上おどり保存会の取り組み

大正時代に入り、大正デモクラシーの風潮に乗って、郷土の歴史の見直しと伝統文化再興の運動が起こった。それに伴い、1922(大正11)年に郡上おどりの復興、

普及を目指す「郡上おどり保存会」が設立された。

保存会は設立後、明治時代に禁止された盆踊りを復興させるため、「健全な娯楽として」、「健全な歌詞を精選」し、多種多様な踊りを「整理」した。つまり、時代の変容に対応させながら盆踊りを大衆化させ、発展させたのである。具体的に保存会が行ったことは、踊り種目の決定、踊り方の統一、歌詞の変更である。

4. 4. 1. 踊り種目の決定

保存会は、踊り種目を10種目（まつさか、かわさき、新かわさき、三百、さわぎ、猫の子、やっちく、甚句、げんげんばらばら、さば（春駒））に限定し、正当化された踊り種目として定めた。しかし、当時は明治時代の禁止令による空白により、一般には4種目（まつさか、かわさき、三百、やっちく）しか踊られておらず、踊りの形の普及や統一、大衆教育が必須の課題であった。

踊り種目が決定される前は、上記に加え、「源助さん」、「とやま」、「さのさ」などが存在した。「源助さん」は製糸工女が運んできた踊り歌であったが、1946（昭和21）年に保存会は、町内の郡上製糸、紡績に対し、この踊りを禁止した。現在、「源助さん」は岐阜県郡上市白鳥町にて開催される白鳥おどりの踊り種目となったが、他の踊り「ばしょう」、「さのさ」、「しょんがい」は郡上おどりの種目統一により廃れてしまった。

4. 4. 2. 踊り方の統一

保存会結成後から昭和初期にかけて、「かわさき」や「新かわさき」はより大衆向けする簡単で洗練された踊り方に改良された。囃子や鳴り物、笛が取り入れられたのもこの頃であり、これも大衆向けを狙ったものであった。このような踊りの大衆化により、郡上おどりは普及し、各地から招請されるようになった。また、広報の目的で行った出張公演のために、さらに踊り方が統一されていった。現在では、この整えられた踊りが基本となり、基本に忠実に踊れた観光客には免許状を交付するといった取り組みも行われている。

4. 4. 3. 歌詞の変更

明治時代の禁止令をうけ、郡上おどりの様々な演目の歌詞のうち公序良俗に反するものは除かれた。歌詞を変更する場合、郡上の地域的特徴をより鮮明にすることが意識された。

1940（昭和15）年には歌詞の懸賞募集が行われ、270首の応募があった。さらに1955（昭和30）年には「八幡町無形文化財指定」を契機として歌詞の一般募集が実施された。これには、地元八幡町をはじめ郡内外、名古屋、東京など多くの地域から応募があり、採用された歌詞は現在でも残っている。

上記の背景により歌詞は変更され、その後定型化された。歌詞が定型化される以前は、踊り手が踊りながら音頭を取っていた。そのため、当時の人々はそれぞれの踊り種目のうたを唄うことができた。音頭取りは基本、その当時の歌詞を唄うが、音頭の取り合いになると即興で相手を嗜めるような歌詞を唄った。しかし、歌詞が定型化されてからは、音頭を取るのには保存会会員の役目となった。

上記の保存会の取り組みにより、誰にでも踊れる健全な娯楽となった郡上おどりに多くの観光客が参加するようになった。保存会は、観光客への対応として、パンフレット（踊り本）を発行し、またさらなる観光化に向けて、他県での郡上おどりの開催や、踊り方を教える講習会を行っている。

本検討から、保存会による取り組みが、当時盆踊りを希求していた人々を惹きつけたことが明らかとなった。しかし、保存会が盆踊りを「大衆化」することで復興させたことにより、岐阜県に根付いていた「ばしょう」、「さのさ」などの他のおどりを消失させ、また盆踊りが本来もつ性の解放性や音頭の取り合い、返し歌などから生まれる即興性、おどりの自由さを失わせてしまった。さらには、伝承の方向性が観光客に変わったことにより、地元の人々と盆踊りの結びつきを弱くしてしまったと考えられる。

5. まとめ

本研究では、岐阜県を事例に、明治時代に盆踊りが禁止された背景や当時の盆踊りの認識と、大正時代に盆踊りを復興させた郡上おどり保存会の取り組みや伝承経緯を明らかにした。

検討の結果、明治時代に公布された禁止令は、盆踊りの存在価値を否定し、旧来の慣習的な風俗や習慣が禁じられるべきものとして位置づけたことが明らかとなった。また、同時期に公布された岐阜条例の身体文化に関する項目は、これまで許容されてきた日常生活に関するものや、庶民の娯楽に相当するものであった。岐阜県は、盆踊り禁止令や、岐阜条例を公布することによって、「非近代的」な伝統的身体表現文化を弾圧し、身体文化の秩序化を図った。つまり、盆踊りのような伝統的身体表現文化を当時の庶民にとっては異文化である西欧的な文化の枠組みに沿って強制的に制度化し、その解放性を抑圧することで、「近代的な社会秩序」は形成されたのではないかと考えられる。

その一方で、禁止令の形骸化ともいえる盆踊りや手踊り、俄踊りの実施が、1882（明治15）年以降に確認された。また、1887（明治20）年には、現在の郡上お

どりの一つと考えられる「川崎躍」が行われていた。これらの要素は、禁止されてもおお地域に踊りが根付いていたことを示していると共に、郡上おどりが、他の三大盆踊り（西馬音内盆踊り、阿波踊り）よりも、早い時期に保存会が設立されたことに関係していると考えられる。

さらに、異装や仮装で行われた「川崎躍」は、江戸時代、明治時代と2度抑圧された解放性を復活させたものであった。当時の人々にとって、盆踊りにおける解放性は、日々の生活を支える上で重要な要素であったと考えられる。しかし、保存会による復興によって、解放性のような盆踊りが本来もっている要素は、完全に消失することとなった。

本研究で明らかにした岐阜県における盆踊りの禁止から復興の歴史背景と、伝統文化が抱える現代の問題を直接結びつけることはできない。しかしながら、岐阜県において、長い歴史の中で踊られ続けてきた盆踊りは、政府の弾圧を受けても廃れることがなかった。それは、盆踊りが地域の人々の生活の中で欠かせない存在であり、地域のアイデンティティを形成する役割を果たしてきたためであったと考えられる。現在まで継承されてきた盆踊りには、このような地域アイデンティティの継承という重要な役割があることを再認識する必要がある。また、「岐阜県という地域に根付いた盆踊り」である郡上おどりには、「かわさき」や「三百」など古くから踊られてきた演目や、地域性を唄った歌詞など他の地域にはない特色がある。文化庁の指摘する「文化財の本質的価値」に関係するような各地域の特色を他の地域との対比によって、より鮮明に描き出すことは、地域の身体文化を観光資源として活用する際の政策策定には欠かせないといえよう。

本研究において、復興の背景については一次史料を検討することができず、保存会結成に関する議論の検討や、盆踊り復興に関する人々の反応を読み取ることができなかった。今後の課題として、保存会結成当時の議事録や、大正時代の新聞記事を検討していく。

【参考文献】

足立重和（2004）地域づくりに働く盆踊りのリアリティ—岐阜県郡上市八幡町の郡上おどりの事例から—。フォーラム現代社会学, (3) : 83-95.
稲垣恭子（2002）若者文化における秩序と反秩序—盆踊りの禁止と復興をめぐって。不良・ヒーロー・左傾 教育と逸脱の社会学。人文書院。159-177。
大石泰夫（2016）祭りの年輪。ひつじ書房。
太田成和（1961）郡上八幡町史下巻。平和印刷株式会社。

神谷力（1977）地方違式註違条例の施行と運用の実態, 明治治法制史政治史の諸問題。慶應通信 : 165-212。
岐阜日日新聞社「雑報」岐阜日日新聞 : 1882（明治 15）年 8 月 26 日, 2 面。
岐阜日日新聞社「雑報」岐阜日日新聞 : 1882（明治 15）年 9 月 1 日, 2 面。
岐阜日日新聞社「雑報」岐阜日日新聞 : 1882（明治 15）年 9 月 16 日, 2 面。
岐阜日日新聞社「雑報」岐阜日日新聞 : 1882（明治 15）年 10 月 14 日, 2 面。
岐阜日日新聞社「雑報」岐阜日日新聞 : 1887（明治 20）年 11 月 3 日, 3 面。
岐阜日日新聞社「川崎躍り」岐阜日日新聞 : 1887（明治 20）年 11 月 6 日, 3 面。
郡上おどり保存会（2005）郡上おどり。八幡地域振興事務所産業振興課。
黒田由彦（1988）盆踊りの社会学的分析 岐阜県郡上郡八幡町の事例報告。椋山女学園大学研究論集, 第 19 号 第 1 部 : 177-188。
小島美子（2009）祭・芸能・行事大辞典（下）。朝倉書店。
小寺融吉（1941）郷土舞踊と盆踊。桃蹊書房。
小林直弥（2011）盆踊りの研究Ⅲ—近現代における盆踊りの存在意義とその役割—。日本大学芸術学部紀要 : 27-38。
坂詰智美（2016）「違式註違条例」のなかのジェンダー。専修法学論集（128） : 1-24。
曾我孝司（2016）郡上踊りと白鳥踊り—白山麓の盆踊り—。雄山閣。
高橋教雄（2013）歴史探訪 郡上おどり。梨逸書屋。
文化庁（1996）国指定重要文化財等データベース。
<http://kunishitei.bunka.go.jp/bsys/maindetails.asp>（2018 年 2 月 28 日閲覧）。
文化庁（不明）文化芸術の振興に関する基本的な方針。
http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunka_gyosei/hoshin/index.html（2018 年 2 月 20 日閲覧）。
三橋順子（2008）女装と日本人。講談社。
「歴史探訪 郡上八幡」編集委員会（1998）歴史探訪 郡上八幡。八幡町教育委員会。
礪川全次（2008）違式註違条例。ワザと身体民俗学。批評社。

この研究は笹川スポーツ研究助成を受けて実施したものです。